

授業料免除申請書記入上の注意

授業料免除申請書は選考上の大切な資料ですから、「授業料免除申請要領」を十分に熟読し、前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請及び前期(春学期)分申請にあつては4月1日現在、後期(秋学期)分申請にあつては10月1日現在の状況について事実をありのままに、よくわかるように記入してください。

記入すべきことが書かれていないとき、判断しにくいなど申請書に不備があるものは選考から除外します。

なお、虚偽の申告があれば許可後でも取り消します。

修正は二重線で消し、訂正印を押してください。

【別紙1】 授業料免除申請書

学生番号について

申請時現在（前期(春学期)は4月1日、後期(秋学期)は10月1日）の学生番号を記入してください。

1. 申請区分について

申請区分は「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時」「前期(春学期)分」「後期(秋学期)分」「後期(秋学期)変更分」の4区分があります。該当する区分を必ず○で囲んでください。

- ・前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時：
前期(春学期)分と併せて後期(秋学期)分を申請する（前期(春学期)及び後期(秋学期)に在学する者が選択）
- ・前期(春学期)分：前期(春学期)分のみを申請する（①当該年9月末で卒業(修了)予定の者、
②後期(秋学期)に休学等で在学しないことが決まっている者等が選択）
- ・後期(秋学期)分：後期(秋学期)分のみを申請する（者が選択）
- ・後期(秋学期)変更分：前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請後、後期(秋学期)申請時（10月1日）に家族状況等に変更が生じ、変更申請をする（者が選択）

※「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時」申請は前期(春学期)分と併せて後期(秋学期)分を申請し、後期(秋学期)分の申請書類の提出を省略するものです。後期(秋学期)も申請予定の者で家族状況、修学状況、家計状況等が前期(春学期)申請時と変更がないと見込まれる場合は、前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請することができます。ただし、その場合でも、授業料免除の判定は各期で行いますので、申請者の増加等に伴い、前期(春学期)と後期(秋学期)の判定結果が異なることがあります。

●次に該当する場合は、「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時」申請ができません。

- ・前期(春学期)に卒業(修了)予定、後期(秋学期)に休学など、後期(秋学期)に在学しないことが決まっている者

●前期(春学期)申請時に「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時」申請を行った者が、次に該当する場合は、後期(秋学期)分申請期間内に「後期(秋学期)変更」の申請をする必要があります。

・前期(春学期)申請時(4月1日)と後期(秋学期)申請時(10月1日)で家族状況・修学状況・家計状況等(申請者のアルバイト、奨学金受給を含む)に変更が生じた場合

※この場合、「後期(秋学期)変更分」申請として別紙1と変更に関わる証明書等の書類が必要です。

●次のいずれかに該当する場合は、後期(秋学期)分申請期間内に窓口申し出て所定の手続きを行ってください。

・前期(春学期)申請時に「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時」申請したが、後期(秋学期)分を取り下げる場合
・前期(春学期)申請時に「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時」申請したが、後期(秋学期)に休学、退学する場合

●「前期(春学期)分」申請者が後期(秋学期)に申請する場合には、後期(秋学期)分申請期間内に「後期(秋学期)分」申請をしてください。

●授業料免除の申請結果が判明する前に、休学、退学等により学籍が異動する場合には速やかに担当窓口申し出て申請の取り下げを行ってください。

2. 申請者氏名等

- ① 「入学年度」は、学部、博士前期(春学期)課程又は博士後期(秋学期)課程に入学した年度を記入してください。
- ② 「住所」は、番地、棟号、室番号や〇〇方まではっきり記入してください。
申請者の住所は「現住所」を記入してください。
- ③ 「電話番号」は、連絡の取れる番号をはっきり記入してください。
- ④ 独立生計者及び私費外国人留学生は、父母の氏名、住所(留学生は母国の)を記入してください。

3. 申請理由

- ① 免除を申請するに至った事情を具体的に記入してください。
- ② 主たる家計支持者が無職又はそれに近い状態であって、経常的収入が皆無又はそれに近い状態の場合には、その生活の方法、生活費の出所等を具体的に記入してください。
- ③ 家計に重大な影響を与えている事情(例えば、家計支持者の別居、長期療養者、障害者がいる世帯)あるいは特別な事情がある場合は、その内容を具体的に記入してください。

4. 家族構成状況

(1) 就学者を除く家族

- ① 家族には、家計支持者(父母等)、家計支持者の扶養下にある者を記入してください。
(父母欄は死別・生別の場合でも氏名欄に[]書きで記入、名前が分からない場合は[不明]と記入してください。)

扶養を外れた祖父母、兄弟姉妹については原則として世帯の構成員に含めません。

なお、私費外国人留学生は、本国の父母と日本に居住する同一生計の家族を記入してください。

- ② 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を指定の欄に付けてください。
- ③ 「年齢」は、前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請及び前期(春学期)分申請は当該年4月1日現在、後期(秋学期)分申請は10月1日現在の年齢を記入してください。
- ④ 「職業」は、例えば「商業」などとせず、食料品小売業、公務員、小学校教諭、会社員などと具体的に記入してください。

なお、主婦、専従者、家事手伝い、年金受給、無職等もその旨記入し、空欄にしないでください。(「専従者」とは、家族の中で実際に自分の家で行っている商業・製造業・サービス業・農業等に専ら専従している人をいいます。)

(3) 就学者

① 「就学者」とは、次に在学する者です。

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校専門課程、専修学校高等課程
大学（短期大学・大学院・専攻科・別科を含む）

【注】 研究生及び聴講生並びに上記以外の専修学校一般課程及び各種学校（予備校・職業訓練校・その他）などに在学する者は、「就学者を除く家族」欄に記入してください。

申請時作成時点で進学先が未定の場合には、「進学予定」の欄に✓チェックを入れ、進路が確定した段階で申請情報の修正を申し出てください。

② 就学者で定職がある場合は、就学者を除く家族欄にも各項目を記入してください。

③ 私費外国人留学生及び独立生計者の通学区分は「自宅」です。

5. 家計状況

「4. 家族構成状況」の家計支持者（父母等）及び独立生計者・私費外国人留学生欄に記入した全員の雑所得・臨時所得を記入してください。

所得は、前年1年間の収入金額を基にして記入してください。前年分の源泉徴収票又は確定申告書の控等によって所得を記入してください。

なお、千円未満の端数は切り捨てて記入してください。

また、独立生計者及び私費外国人留学生で、家庭教師等を行っている場合及び証明書が発行されない場合等は、雑所得欄に収入金額を記入してください。

※大学記入欄は記入しないでください。

(1) 雑所得

利子・配当、家賃、地代、その他（内職、親戚・知人などからの援助等）の収入を正確に記入してください。

なお、他から援助を受けている人は、現在の生活費の出所、就職の見込みなどについて、「申請理由」に明らかにしてください。

(2) 臨時所得

「臨時所得」とは、資産の譲渡による所得及び山林所得等をいい、これらの所得が申請の前年にあった場合には正確に記入してください。

例)

雑所得	種類	続柄	所得金額	種類	続柄	所得金額
	利子・配当			50 千円	内職等	
養育費・他からの援助			千円	不動産		2,371 千円
その他()			千円			

臨時所得	種類	続柄	所得金額	譲渡(売却)・受取年月	
	資産譲渡		千円	譲渡:平成	年 月 日
山林所得		千円	売却:平成	年 月 日	受取:平成 年 月 日

収入金額等	非営業等	①	3238189
	農業	②	
	不動産	③	2948000
	利子	④	
	配当	⑤	560000
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
所得金額	雑	⑧	
	その他	⑨	
	総合譲渡	⑩	
	短期	⑪	
	長期	⑫	
	一時	⑬	
	非営業等	⑭	1461363
	農業	⑮	
	不動産	⑯	2371279
利子	⑰	500000	
配当	⑱		
給与	⑲		
雑	⑳		
総合譲渡・一時	㉑		
合計	㉒		

6. 特別な事情等

該当の有無と項目に✓チェックを入れてください。

(1) 母子・父子世帯

① 母子・父子世帯については、以下に該当する世帯です。

- 1) 母又は父と 18 歳未満の子の世帯
- 2) 母又は父と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で家計支持者に扶養されている祖父母の世帯
- 3) 18 歳未満の子の世帯
- 4) 祖父母と 18 歳未満の子の世帯
- 5) 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子の世帯
- 6) 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で家計支持者に扶養されている祖父母の世帯

※ 18 歳以上の就学者（本人を含む）及び長期に療養を要したり心身に障害がある場合等で、経済力がない人は『18 歳未満の子』として扱います。

② 父又は母死別・生別の場合、その年月を記入してください。

生別で養育費の受け取りがある場合は、年額を記入してください。

遺族年金の受給がある場合は、年額を記入し、【別紙 8】を提出してください。

(2) 障害者のいる世帯

① 障害者の対象は次のとおりです。

- 1) 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、もしくは療育手帳を所持する者、又はこれに準ずる者
- 2) 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上の障害がある者
- 3) 原子爆弾による被爆者で身体等の機能に障害のある者
- 4) 常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人、もしくは知的障害者と判定された者
- 5) 常に就床を要し複雑な介護を要する者

② 身体障害者手帳に記載されている「障害名・等級・手帳番号」を記入してください。

なお、疾病等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものがある場合は、

(5) 長期療養者のいる世帯の項も参照してください。

③ 身体障害者手帳の写し、養育手帳の写し、精神保健福祉手帳の写し等が必要です。

(3) 生活保護世帯

① 生活保護世帯である場合は、扶助の種類に○をつけてください。

② 生活保護受給証明書、生活保護金品支給通知書の写しが必要です。

(4) 独立した生計を営む者

独立生計者・私費外国人留学生の別に○をつけてください。

(5) 長期療養者のいる世帯

① 長期療養者とは、申請時現在において 6 ヶ月以上にわたる期間療養中の者（6 ヶ月未満であっても、長期に療養を要することが医師の証明書等で明らかな者を含む。）です。申請時現在、療養が終わっている人は対象ではありません。

② 【別紙 6】を提出してください。 ※【別紙 6】記入方法については 7 ページ参照

③ 「支出見込額（年額）」には、申請時までの支出金額を基礎とし、今後の療養見込期間を考慮して、年間の療養期間に見合った支出金額を算出してください。

(6) 主たる家計支持者の別居

① 別居に伴う特別支出とは、住居費・光熱水費の実費とします。

② 【別紙 7】を提出してください。 ※【別紙 7】記入方法については 7 ページ参照

③ 「支出見込額（年額）」には、申請時までの支出金額を基礎とし、今後の支出見込期間を考慮して、年間の別居期間に見合った支出金額を算出してください。

(7) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

- ① 申請時の6ヶ月以内（新入学生者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に被害を受けたために将来長期にわたって支出増又は収入減と認められる金額とします。ただし、保険・損害補償等により補填される金額を除きます。
- ② 「支出見込額（年額）」とは、次のとおりです。
 - 1) 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限の衣料、家具の購入費、修理費等とします。
 - 2) 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額とします。
- ③ 罹災（被災）証明書、被害金額のわかる書類、損害保険金等支払（補填）がわかる書類が必要です。
※大学記入欄・大学集計欄は記入しないでください。

【別紙2】 申請者本人の学歴及び職歴

独立生計者、私費外国人留学生は記入し提出してください。

- ① 高等学校卒業から現在の課程に入学するまで、空白期間のないように学歴及び職歴を記入してください。
- ② 受験準備、留学準備の期間は「学歴」欄に記入してください。
- ③ 専業主婦（夫）の期間は、「職歴」欄に記入してください。
- ④ 在学中のアルバイトは記入しないでください。

例)

学 歴 / Academic History					
入学及び卒業年月 Dates of Entry and Graduation (Year, Month)			学校名 School	休学・留学期間 Leave / Overseas Study Period	
年	月	年	月	〇〇〇〇	高等学校卒業 High school graduation
平成16	4	平成17	3	受験浪人（◇◇予備校）	
平成17	4	平成20	3	△△大学◎◎学部 入学・退学	留学 H17.9～H18.8
平成20	4	平成22	3	□□大学◎◎学部 編入学・卒業	
平成22	4	平成24	3	名古屋大学大学院●●研究科博士課程前期課程	
平成29	4			名古屋大学大学院●●研究科博士課程後期課程	
職 歴 / Employment History					
期間 Period (Year, Month)			勤務先 Company Name	在職期間・職業 No. of Years in the Job / Occupation	
年	月	年	月	◆◆株式会社	5年 研究開発職
平成24	4	平成29	3		

【別紙3】 在学状況申告書

義務教育を除く就学者がいる場合は提出してください。

- ① 該当項目に記入、✓チェックをしてください。
- ② 学生証等のコピーを貼り付けてください。
有効期限の部分もコピー（有効期限が裏面に記載されている場合は両面ともコピーを、両面とも有効期限の記載のない場合は、4月1日以降発行の在学証明書(原本)）を提出してください。
- ③ 進学等により学生証未発行の場合、4月1日以降発行の在学証明書（原本）の提出も可能です。

※申請者本人は必要ありません。

【別紙 4】 給与見込証明書

前年の中途又は当年新たに就職、転職、開業、雇用形態が変化した者がいる場合は提出してください。

- ① 勤務先にて、採用時から 12 ヶ月分の証明を受けてください。
自営等の場合で、第三者の証明が受けられない場合は、年間の収支見込計算書（様式自由）を添付の上、家計支持者が証明してください。
- ② 2018 年 1 月以降に就職・転職等をした場合は、平成 30 年分源泉徴収票（前職・現職）の写、所得を証明する書類等とともに、前職を辞めた事を証明する書類を提出してください。

【別紙 5】 申立書

特別な事情や特に説明が必要な事柄がある場合は提出してください。

必ず申立人に記入署名をもらい提出してください。

例 1) ルームシェアをしている場合（家賃を折半していない場合）

【申立人：ルームシェアの相手】

私は〇〇さんとアパートをルームシェアをしていて家賃は私が〇〇円支払っている。

例 2) 源泉徴収票の扶養親族と「別紙 1 4. 家族構成状況」欄に記入した家族に違いがある場合

【申立人：家計支持者】

- ・源泉徴収票の扶養親族と家族構成状況欄に記入した家族が違うのは、姉が退職をし、2019 年 2 月に扶養に入った為 ※退職の証明書等を添付してください。
- ・源泉徴収票の扶養親族と家族構成状況欄に記入した家族が違うのは、兄が就職をし、2019 年 4 月に扶養から外れた為

【別紙 6】 長期療養費証明書

申請時現在（前期(春学期)は 4 月 1 日、後期(秋学期)は 10 月 1 日）において 6 ヶ月以上にわたる期間療養中、又は 6 ヶ月以上の療養が必要と認められる者がいる場合は提出してください。

※申請時現在、療養が終わっている人は対象ではありません。

- ① 『「長期療養者のいる世帯」特別控除を受ける場合の申請チェック表』にて必要書類を確認の上、提出してください。
- ② 前期(春学期)申請にあつては、前年 9 月～本年 2 月の医療費、後期(秋学期)申請にあつては、本年 3 月～8 月の医療費の証明を受けてください。
- ③ 支出金額の対象となる費用は、次のとおりです。
 - 1) 医師又は歯科医師に対して支払う診療又は治療代
 - 2) 病院、診療所へ入院するために支出する費用（入院患者の食費は除く）
 - 3) あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用
 - 4) 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む）
 - 5) 治療又は療養のために支出する医薬品代
 - 6) 病院、診療所へ通院するため支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る）
 - 7) 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額
- ④ 保険金等による補填（医療付加金、高額医療費、生命保険金等）を受けた場合は、支給明細等の写しを提出してください。

【別紙 7】 家計支持者別居に伴う特別支出申立書

主たる家計支持者が辞令による単身赴任等で別居している場合は提出してください。

- ① 単身赴任等が確認できる書類（辞令等）を提出してください。
- ② 別居のために特別に支出している金額とは、住居費（賃貸借契約書の写及び最近数ヶ月の領収書で確認）光熱水費（領収書等の写で確認）等とします。
- ③ 前期(春学期)申請にあつては前年 9 月～本年 2 月、後期(秋学期)申請にあつては本年 3 月～8 月の領収書等の写しを提出してください。
- ④ 別居している家計支持者の所得は、送金金額ではなく、源泉徴収票等という支払金額になります。

【別紙 8】 年金等受給状況申告書

年金（恩給）受給者がいる場合は受給者ごとに提出してください。

最新の年金振込（改定）通知書、又は年金等の源泉徴収票の写しを貼り付けてください。

大学院生の独立生計認定について

独立生計者として申請する場合は認定する書類と併せて提出してください。

大学院生のうち、次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定します。

- 1) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者（社会保険上の扶養とは異なります。）
- 2) 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- 3) 父母等と別居している者
- 4) 健康保険の被保険者である者

【別紙 9】 経済生活状況申告書

独立生計者・私費外国人留学生は提出してください。

- ① 申請者本人を含む同一生計家族の経済状況について、項目に分けて平均月額収入・平均月額支出を記入してください。
※支出には、入学料・授業料は含めないでください。
- ② 平均月額収入計 \geq 平均月額支出計となるように記入してください。
- ③ 収入に関する証明書類の写しを提出してください。
アルバイト収入は、【別紙 11-1】または【別紙 11-2】を提出してください。

【別紙 10】 奨学金給・貸与、奨励金状況申告書

独立生計者・私費外国人留学生は提出してください。

- ① 奨学金、奨励金等の状況を記入してください。
※申請・受給しない場合も、「なし」として必ず提出してください。
- ② 奨学金、奨励金等を受給している場合は、受給期間・金額等がわかる書類の写しを添付してください。
ただし、名古屋大学を通じて申請した奨学金は不要です。

【別紙 11-1】 アルバイトに関する証明書

独立生計者・私費外国人留学生で、アルバイト収入がある場合は提出してください。

- ① 名古屋大学以外でのアルバイトの場合は、アルバイト先で証明を受けてください。
- ② 名古屋大学でのアルバイトの場合は、必要事項を記入し、証明できる書類（発令通知書類、採用時間数通知書等）の写しを提出してください。
- ③ 「雇用期間」は 2019 年 4 月～2020 年 3 月までの期間とします。

【別紙 11-2】 アルバイト収入申告書

独立生計者・私費外国人留学生で、平成 30 年分源泉徴収票が発行されている場合又はアルバイト先で

【別紙 11-1】 の証明が受けられない場合は提出してください。

- ① 独立生計者において、平成 30 年に名古屋大学以外で勤務したアルバイトのうち、辞めたアルバイトがある場合は、辞めたこと及びその収入がわかる書類(退職日が記載された源泉徴収票の写し等)を提出してください。
- ② アルバイト先にて**【別紙 11-1】** の証明を受けた場合でも、状況によっては最近 3 ヶ月分の給与明細の写しの提出を求めることがあります。